

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

規則

- 東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則……………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）…二
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部食品監視課）…二

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三十一件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課・都市基盤部調整課・街路計画課）…二
- 平成二十年東京都告示第四百四十五号（東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…九
- 令和二年東京都告示第二百二十三号（東京都環境性能評価書作成基準）の一部改正……………（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…四
- 令和六年東京都告示第四十二号（令和二年東京都告示第二百二十二号（東京都マンション）環境性能表示基準）の一部改正……………（同）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…七
- 豚熱の予防注射の実施……………（同）…八
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…八
- 都道の区域決定……………（同）…二〇

- 都道の区域変更……………（同）…三

訓令（教）

- 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正……………三

規則（公）

- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………二四
- インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

告示（警）

- 平成十四年警視庁告示第七十八号（東京都道路交通規則に基づく警視総監の指定に関する告示）の一部改正……………三

規程（下水）

- 東京都下水道局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程……………三

告示（消）

- 火災予防施行規程の一部改正……………二四

公告

- 市街地再開発組合の理事長の変更……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二四

規則

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築士法施行細則（昭和二十五年東京都規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「生年月日及び性別」を削る。

別記第一号書式及び第一号書式の二中「娯楽」を「遊藝」に改める。

三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令和八年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	●東京都告示第二百五十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号三鷹都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年三月二十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 三鷹市 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共下水道 三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から令和八年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	●東京都告示第二百六十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第二百二十三号青梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年三月二十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 青梅市 二 都市計画事業の種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道 三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から令和八年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分	昭和四十八年東京都告示第二百二十三号、昭和五十二年東京都告示第五百四十号、昭和五十三年東京都告示第千三十八号、昭和五十六年東京都告示第八百九十二号、昭和五十九年東京都告示第三百三十三号、昭和六十一年東京都告示第二百八十六号、平成三年東京都告示第三百三十四号、平成九年東京都告示第百六十九号、平成十三年東京都告示第百四十七号、平成十九年東京都告示第二百九十九号、平成二十五五年東京都告示第四十五号及び平成二十八年東京都告示第四百八十九号の事業地のうち今井二丁目、今井四丁目及び今井五丁目各地内において事業地を変更する。	●東京都告示第二百六十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号府中都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年三月二十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 府中市 二 都市計画事業の種類及び名称 府中都市計画下水道事業府中市公共下水道 三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から令和八年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	●東京都告示第二百六十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号昭島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年三月二十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 昭島市 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画下水道事業昭島市公共下水道 三 事業施行期間 昭和四十八年二月十二日から令和八年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分	